

奈良県新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金に係る
財産の処分の制限等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金（以下「緊急支援事業補助金」という。）の交付に関し、緊急支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定する理事長の承認の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(承認の申請)

第2条 緊急支援事業補助金に関し、緊急支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定による財産処分の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(財産処分の承認)

第3条 理事長は、前条の申請書を受理した場合において適当と認めるときは、財産処分を承認し、申請者に対して文書により通知するものとする。この場合において、理事長が必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第4条 前条の規定による承認の通知を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、財産処分の承認申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(財産処分の報告)

第5条 承認を受けた者は、緊急支援事業補助金により取得し、又は効用の増加した財産等（以下「財産等」という。）を処分した後、2週間以内に財産処分報告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出し、財産等の処分が完了したことを報告しなければならない。

- (1) 補助設備等の処分の内容を証する書類の写し
- (2) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第6条 理事長は、前条の規定による報告を受けて、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(返還額の算定)

第7条 前条の規定により補助金の一部を返還させる必要がある場合の返還額は、省令第5条第1項第2号に規定する定率法の例により算定した財産等の処分時の価格に補助率(補助金交付額÷補助対象経費)を乗じた額とする。

(補助金返還免除の特例)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 一 災害等補助事業者の責に帰することができない事由によって使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態となった場合の取り壊し、廃棄等
- 二 道路拡張整備等の補助事業者の責に帰することができない事由によるやむを得ない取り壊し等(相当の補償を得ているものの、代替設備等を設置しない場合を除く。)

(承認の取消し)

第9条 理事長は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助設備等の処分の承認を受けた場合
- 二 財産処分承認申請書(第1号様式)に記載の内容と異なる処分を行った場合
- 三 第3条後段の規定による理事長が付した条件に違反した場合
- 四 第6条の規定による返還期限までに返還しない場合
- 五 この要領の規定に違反した場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年2月8日から施行する。